

## 本町橋 BASE で船の係留を提案する場合の留意事項

本町橋 BASE では、公共船着場である本町橋船着場を活用し、にぎわいと連動した舟運が創出されることをめざしています。

また、水の回廊における舟運の活性化をより一層推進するために、提案可能な水上（別紙 1-2、2-5、2-6 参照）にて公共船着場とは異なる利用形態での、船の係留を提案していただくことを期待しています。

ただし、実施に際しては、河川管理者等関係機関との事前の協議が必要となりますので留意願います。

※この留意事項は、魅力創造事業の事業者公募時に提案する場合に必要な基本的な事項を示したものであり、本調査時点で詳細な提案を求めるものではありません。

## &lt;提案項目&gt;

## 1. 目的、舟運の企画での活用方法

- ・係留の目的
- ・公共船着場の活用など、係留することによる舟運企画での活用方法

## 2. 使用する水面の範囲、係留の仕組み

- ・使用する水面の範囲
  - \*流水面利用可能区域は、一級河川 東横堀川の本町橋下流の指定した区域で、阪神高速道路の橋脚より外側とします。
  - \*左岸高速道路下で係留する場合は、道路までの足場を整備する必要がありますので、整備方法も記載してください(ただし、小船等で右岸に渡り上陸する場合は足場の整備は不要です)。
  - \*事業開始時に使用する範囲と、将来的に拡充したときに広げる範囲とに区別して提案することができます。
- ・係留する船の規模・種別等（大型船は係留できません）、係留するときの固定方法等
- ・係留する船の台数（上限）
  - \*事業開始時と、将来的に拡充したときに区別して提案することができます。
- ・自社船のみでなく、他事業者船が希望する場合は受入可能とする仕組み
  - \*他事業者船の係留可能台数・受入の方法を提案してください。また、固定利用だけにならないよう、一般利用が可能となるようにしてください。
  - \*係留する船は事前申込により、登録して管理してください。
- ・係留に関わって滞留する水面のごみの清掃などの管理方法

## 3. 係留に必要な施設・設備

- ・既存施設・設備を活用する場合は、その内容・方法等
- ・水上に新たに施設・設備を設置する場合はその内容、場所、使用方法等
- ・陸上に必要な施設・設備とその場所・管理方法等
  - \*陸上、水上での新たな施設・設備を設置する場合は、内容により、占用料が必要となる場合があります。

## 4. 安全管理他

- ・監視カメラの設置台数・場所（係留をする範囲全てが撮影できること）
- ・発進時に航行する船と接触事故が起こらないなどの安全対策
- ・近くで無断係留されたときの対応
- ・その他、夜間のいたずらや、波などで船が傷むなどへの対策等

## &lt;その他、必要な事項&gt;

- ・河川管理者への報告（本事業での係留と他の違法係留との区別が必要）
- ・舟運事業者への周知